

仙台高裁で 10月26日 判決!



社会福祉法人しのぶ福祉会のパワハラ裁判・第二回控訴審が九月十一日、仙台高裁で行なわれ結審となりました。判決は、一〇月二六日(木)午後一時一五分に言い渡されます。

法人は調査会社を使って原告を尾行したが:

第二回控訴審には、福島・郡山・会津から一八名の支援者が駆け付け、審理を見守りました。

今回の控訴審は、前半は「弁論準備手続き」で非公開、後半は公開審理で「結審の表明」と「判決日が告知」されるとい

う形で進められました。

前半の協議では、被告側が調査会社を使って原告を尾行し作成した報告書を根拠に、原告の一人が「令和四年七月からNPO法人の常勤職員として配置されている」とし、それ以降の賃金相当額の賠償義務はないと主張していました。

しかし、当該NPO法人とその法人を監督する福島市に対し仙台高裁が職権で行なった調査で、原告と当該NPO法人との間には、雇用契約の事実はなく、また、就労(賃金の発生)した事実もないことが明らかとなりました。事実は、原告の一人が当該NPO法人の知人から頼まれて、原告本人のリハビリを兼ねて週

二回ほど簡単な補助作業を無償で手伝ったものです。

一審を下回る不誠実な和解協議は決裂した

七月の和解協議で被告側が示した和解金額は、一審(福島地裁)の和解協議の際の水準を大幅に下回る誠意のかけらもないもので、和解は不成立でした。この時、被告側は、一審を下回る和解金額の提示理由を「経営悪化によるもの」と主張していました。であるならば、人権侵害である尾行や写真撮影を高額な料金で「調査会社」に依頼したり、一審判決を止めず、いたずらに裁判を長引かせることに多額の費用を使うことはやめるべきです。

法人理事会の人權感覚と解決能力が問われる。



↑ 県労連HP

また、今回発覚した尾行・写真撮影によって、原告にとっては、常に監視されているという不安がぬぐえず、気が休まらない日々が強いられています。これらの事実は、しのぶ福祉会理事会の人權感覚、解決能力が問われていることを示しているのではないのでしょうか。

十月二六日を勝利判決で迎えるために引き続き皆さんのご支援ご協力をお願い致します。

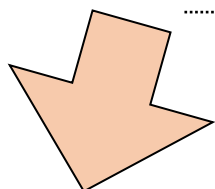
(支援する会共同代表)
齋藤富春

2面は書かれています

仙台高裁あて個人署名 (2面)

とともに

法人・理事会あて団体・個人署名



をさらに積み上げよう!

社会福祉法人しのぶ福祉会
理事長 渡辺律雄 様 および理事各位

パワハラなどの人権侵害をなくし、各種法令の順守と
社会福祉事業を行う健全な管理体制の確立を求めます

福島地方裁判所は本年1月26日、貴法人の職員2人に対する管理者3名のパワハラ（不法行為）を認定し、法人に対しては使用者としての「安全配慮義務違反」があるとの判決が出されました。また原告2人の退職取り扱いが給与規定の不利益変更についても法令に違反するとの判断が示されています。

原告2人が加盟する労働組合（福島県医労連）は、2019年6月から団体交渉でパワハラのはりや防止対策・規程の整備等を求めてきました。しかし、法人側は高いお金をかけて東京の弁護士2名をわざわざ団交に同席させてはいても、組合が求める理事長および被告以外の理事の出席がないなど、誠実な対応は行われませんでした。

裁判は法人側の控訴により、解決まで多くの時間を費やしています。

職場でのハラスメントは、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、結果的に障がい者支援における質の低下をもたらします。

私たちは、しのぶ福祉会の理事会が今回のパワハラ裁判に当事者として真摯に向き合い、被害を受けた職員の権利回復・復職をはかるとともに、職場におけるハラスメント対策を強化することを要請します。そして、社会福祉事業に携わる法人として、いかなる人権侵害も許さない経営理念と、各種法令の遵守及び健全な事業運営を行う管理体制を構築されるよう、強く要請いたします。

2023年 月 日

<要請団体>

<代表者名>

又は

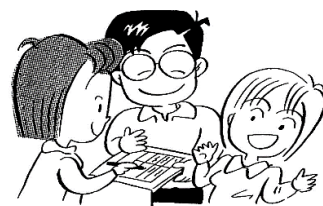
<個人氏名>

<住所>

【取扱い団体】しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会（福島県医労連内）

〒960-8061 福島県福島市五月町2-5 TEL024-524-3677

FAX 024-524-3676 Eメール fixoren@beige.plala.or.jp



<署名の到達点>

2023年9月25日現在

① 仙台高裁あて署名
5, 276筆

※最終集約は
10月18日まで

② 法人あて署名

団体 261団体分
個人 190人分

今年一月二十六日に出された福島地裁判決は、原告側の主張をほぼ認める完全勝利判決でした。被告・法人側は、これを不服として仙台高裁に控訴しました。

「支援する会」では、毎回の裁判傍聴と報告集会をはじめ、裁判所と法人あての署名、街頭宣伝活動等に取り組んでいます。

しのぶ福祉会は、社会福祉法人であり、職員と利用者の人権を守る法律的・社会的・道義的責任があります。法人理事会が一日も早く健全な運営がされますよう、署名をお寄せ下さい。

パワハラで傷ついた職員をさらに追い詰める 「社会福祉」法人でよいのでしょうか？